



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | フランスの非営利市民団体（アソシアシオン）による<br>パリテ実践活動の現状：現地聞き取り調査を中心に                         |
| Author(s)    | 村上, 彩佳  |
| Citation     | 年報人間科学. 2017, 38, p. 159-175  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/60469">https://doi.org/10.18910/60469</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 〈論文〉

フランスの非営利市民団体（アソシアシオン）によるパリテ実践活動の現状  
——現地聞き取り調査を中心に

村上 彩佳

## 論文要旨

フランスは、政治的意志決定の場の男女平等、すなわちパリテのために、1999年に憲法を改正し、2000年にパリテ法を制定した。政党が女性の政治参画促進に消極的だったため、政府主導でパリテを実現した点がフランスの特徴である。

しかし実際に、仏女性の政治参画を支援し、パリテの広報活動を行う際には、非営利市民団体（仏語でアソシアシオン）が活躍している。そこで本稿は、日本のパリテ研究ではあまり具体的に触れられていなかった、パリテを実践するアソシアシオンに着目し、その歴史と現状を解明する。特にElles aussiとFemmes d'Alsaceという2団体の活動について、筆者が実施した現地調査をもとに考察する。前者はネットワーク型の団体であり、国内各地のパリテ実践団体と連携し包括的なパリテ実践を行なう。後者は、前者のネットワークに属しながら、アルザス地方に密着してパリテ実践を行なう。

両団体ともに1992年にパリテ要求のために活動を開始し、保守派女性を巻き込みながら、パリテ要求運動の規模を拡大させていった。そして現在、Elles aussiは国家のパリテ推進政策に影響を与えながらも、国家からの独立性を保ったパリテ実践を続けている。Femmes d'Alsaceは、Elles aussiのネットワークに属する利点を活かしながら、アルザス地方で、政治参画を目指す女性のニーズに配慮したきめ細やかな支援策を講じている。

## キーワード

フランス、パリテ、女性の政治参画、男女平等、アソシアシオン

## 1. はじめに

パリテ (parité) は、もともと同量・同等という意味を持つフランス語で、現在では、政治的意志決定の場における男女平等・同数の理念や規則を意味する言葉として用いられている。パリテという語がフランスで周知されたのは、「男女平等に関する1999年7月8日の憲法的法律（憲法改正法律）」と、これをふまえて制定された、「選挙による議員職および公職への男女の平等なアクセスを促進する2000年6月6日法律」、通称パリテ法が契機だった。

憲法改正とパリテ法の制定という政府主導の抜本的方法のおかげで、フランスでは政治の男女平等、つまりパリテが大きく進んだ。これ自体十分に意義深いことではあるが、実際に女性を政界に送り出したり、時に政府と協働しながらパリテの重要性をアピールしたりする活動には、非営利の市民団体（フランス語でassociationアソシアシオン）が活躍している。こうしたアソシアシオンは近年日本でも関心を集めており、男女共同参画局の調査報告書（内閣府男女共同参画局 2008）や植野（2002）では、Elles aussiとい

うアソシアシオンの概要が紹介されている。あるいはフランスの女男平等推進のための行政機構および監視・諮問機関と、アソシアシオンの連携に着目する研究もあり、井上（2016）は、女性に対する暴力の対策を行うアソシアシオンと行政の連携の現況を伝えている。同研究はパリテを目的とするアソシアシオンを直接扱っていないが、アソシアシオンと女男平等推進機構の連携の概要を知ることができる。

本稿は、これまでの日本のパリテ研究ではあまり具体的に触れられていなかった、パリテを実践するアソシアシオンに焦点を当て、それらの活動の歴史と現状を明らかにしたい。パリテを実践するアソシアシオン（以下、パリテ実践アソシアシオンと呼ぶ）の活動内容や政府との連携方法を検討することで得られる知見は、クオータの制定でさえなかなか実現できない日本が、今後、女性の政治参画を効果的に進めていくためにも活用できるだろう。

本稿の構成は以下の通りである。第二節では、パリテ実践アソシアシオンの活動の背景にある、パリテ法の概要を、同法が改憲を伴い制定された経緯や、同法が複数回の改正を経て補強されている点に触れながら紹介する。第三節では、女性あるいはフェミニストのアソシアシオンが、1992年以降に展開したパリテ要求運動の概要とその帰結について、保守派女性の動きに着目しながら考察する。第四節では、パリテ実践アソシアシオンの活動を具体的に知るために、Elles aussi と Femmes d'Alsace という2つの団体の歴史と現在の活動について、筆者が2016年3月にフランスで行った聞き取りを中心とした調査をもとに検討を加える。第五節では、パリテ実践アソシアシオンの活動の特徴をまとめ、結論にかえる。

## 2. パリテ法とは何か

### 2-1. パリテ法と憲法改正

世界130の国や地域が用いる女性の政治参画促進方法にクオータ制（quota、性別割当制）がある。これは議席の一定数を女性に割当てる、あるいは議会選挙候補者の一定比率を女性または両性に割当てる制度であり、法律や憲法によって強制力を持つものと、政党内で自発的に行なわれるものがある（Quota project Web site）。パリテ法は男女それぞれに50%ずつの候補者比率を割当てる、いわば50%クオータといえる制度であり、憲法改正と法律による強制が伴っている。現在憲法によってクオータを制定する国は世界に33か国あるが、多くは中南米・アフリカ・アジアの民主主義政治が発展途上の国である（Quota project Web site）。この点でパリテ法は異例といえるが、その背景には、クオータ制定をめぐるフランス独特の歴史があった。

フランスは1982年に、市町村議会議員選挙の候補者に25%クオータを制定する取り組みを行なったが、法律等の合憲性審査機関である憲法院により違憲判決が下され頓挫していた<sup>1)</sup>。したがってパリテ法を制定するためには、憲法改正と、パリテ法をクオータ制と差異化することが必要だった。そこでパリテ法の提唱者は、クオータ（割当て）制とパリテ（男女同数）法の違いを以下のように強調した。まず、クオータ制は部分的な割当て枠を設け、男女不平等な政治を部分的に是正するものでしかないが、パリテは男女50%ずつの男女同数候補者制を用いるため、「完全 complète」な男女平等を実現できるという主張が展開された。さらに一部のパリテ法支持者は、パリテの男女同数制という特徴を、男女の本質的性差や生殖に

おける補完性と結びつけ<sup>2)</sup>、「人間は男女の生殖から誕生する二元的存在であり、男女はそれぞれ異なる特性を持つものだから、政治代表もこれを反映し男女から構成されるべきだ」と主張した。

## 2-2. 2000年のパリテ法

男女の本質的性差を強調するパリテ法肯定の論理には反対するフェミニストも多く、さらにパリテ法は改憲も必要としたため、議論は白熱した。しかしながら最終的にはパリテ法賛成派が反対派を凌駕し、1999年に政治代表に関して積極的差別是正措置を可能にする憲法改正が成立し、翌2000年にパリテ法が制定された。

フランスの政治議会は、国会（上院と下院）と地方公共団体の議会（地域圏・県・市町村の3層）から構成されている。パリテ法は、比例代表制で実施される全ての議会議員選挙（上院比例区・地域圏・人口3,500人以上の市町村）について、男女同数候補者名簿の提出を政党や政治団体に対し義務付けた。小選挙区制で実施される下院議員選挙については、男女同数候補者の擁立を政党や政治団体に対し奨励し、これに違反した場合には助成金を減額する罰則を科した。

ただしパリテ法には以下の問題点もあった。まず国政選挙の場合、多数代表制を用いる一部の上院議員選挙が適用外とされた。下院議員選挙でパリテに違反した場合の罰則も、男女比の差の50%の助成金を減額する（男性70%、女性30%であれば $40 \times 0.5 = 20\%$ ）という弱いものだった。そして地方選挙の場合、多数代表制を用いる県議会議員および人口3,500人未満の市町村の議会議員の選挙は適用外とされた。地域圏議会議員と人口3,500人以上の市町村の議会議員の選挙については、パリテが適用されたものの、「候補者名簿の登載順6人ごとに男女同数」という不十分な規定だったため、名簿の上位に男性をおき、下位に女性をおく事例が頻発した。加えて、地方公共団体の首長でもある議長（président）、そして副議長（vice-présidents）および助役（adjoints）に関するパリテ規定はなかったため、女性議員は増えても、女性の政治リーダーは増えなかった。

## 2-3. パリテ法の現状

そのため、パリテ法は複数の法律によって改正されている。まず国政選挙の場合、「2014年8月4日の男女平等法」によって、下院議員選挙でパリテに違反した場合の助成金減額率が、男女比の差の150%に改められた。そして地方選挙の場合、対象外だった県議会議員選挙は「県議会議員選挙・市町村議会議員選挙・EPCI<sup>3)</sup>審議会議員選挙及び選挙日程に関する2013年5月17日の国家組織法と法律」によって、男女ペア候補者制が定められた。男女はペアで立候補し、有権者もペアに投票することで、結果のパリテが保障される。地域圏議会議員選挙と市町村議会議員選挙の不十分なパリテ規定も修正され、それぞれ「地域圏議会議員及び欧州議会議員選挙並びに政党への公的援助に関する2003年4月11日の法律」と「議員職及び公職への男女の平等なアクセス推進に関する2007年1月31日の法律」によって、選挙候補者名簿を男女同数かつ交互にすることが義務化された。市町村議会議員選挙については、2000年のパリテ法では人口3,500人以上の市町村のみが対象だったが、「2013年5月17日の法律」によって、人口1,000人以上の

市町村までがパリテ規定の対象とされた。

副議長や助役に関しては、「2007年1月31日の法律」によって新たにパリテが規定された。地域圏議会の副議長は議員の互選により決まるが、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式比例代表制で行うことになった。市町村議会議員の助役も議員の互選により決まるが、人口3,500人以上の市町村では、この選出を男女同数かつ交互の名簿を用いた拘束名簿式多数代表制・2回投票制選挙で行うことになった。加えて、同方式は「2013年5月17日の法律」によって、人口1,000人以上の市町村でも適用されるようになった。ただし議長についてはいまだにどの議会についても規定がなく、男性独占的な状況が続いている。

表1は地方および国の政治議会に占める男性の割合をパリテ法制定前と直近の選挙後で比較したものである。パリテ法の規定が厳しい地方議会ほど、パリテの達成度合いも高いことが分かる。

表1 地方および国の政治議会に占める男性の割合——パリテ法前後の比較

| 選挙の種類                                 | パリテ法<br>制定直前 (%) | 直近の<br>選挙(%) |
|---------------------------------------|------------------|--------------|
| <b>厳密なパリテ規定</b>                       |                  |              |
| 欧州議会議員                                | 59.8             | 56.8         |
| 地域圏議会議員                               | 72.5             | 52.1         |
| 地域圏議会の副議長 (vice-présidents)           | 84.9             | 51.6         |
| 県議会                                   | 90.8             | 49.9         |
| 県議会の副議長 (vice-présidents)             | —**              | 51.7         |
| 市町村議会                                 |                  |              |
| 人口 3,500 人以上 (パリテ法前) / 1,000 人以上 (最新) | 78.3             | 51.8         |
| 市町村議会の助役 (adjoints)                   |                  |              |
| 人口 3,500 人以上 (パリテ法前) / 1,000 人以上 (最新) | 78.2             | 52.5         |
| <b>部分的あるいは奨励的なパリテ規定</b>               |                  |              |
| 上院議員                                  | 94.7             | 75           |
| 下院議員                                  | 89.1             | 73.1         |
| <b>パリテ規定なし</b>                        |                  |              |
| 内閣 (大統領を除く)                           | 66               | 50***        |
| 県議会の議長                                | 88.5             | 90.9         |
| EPCI の議長                              | 94.8             | 92.3*        |
| EPCI の副議長                             | —**              | 80.1*        |
| 市町村議会首長 (規模の区別なし)                     | 92.5             | 84           |
| 市町村議会                                 |                  |              |
| 人口 3,500 人未満 (パリテ前) / 1,000 人未満 (最新)  | 79               | 61.5         |

出典：HCEfh (2016) \*20%のEPCIが調査対象外だった。\*\*データなし。\*\*\*パリテ規定はないが、2012年以來内閣はパリテである。

### 3. 女性あるいはフェミニストのアソシアションとパリテ要求運動

#### 3-1. パリテ要求運動のおこり

政党が女性の政治参画促進を主導した他の西欧諸国と異なり、フランスは政党の取組みが希薄だったため、政府主導でパリテを実現したとされている。しかし Bereni et Revillard (2007) によれば、政府によるパリテ監視委員会<sup>4)</sup>の設置・憲法改正・パリテ法の制定といった「国家フェミニズム」<sup>5)</sup>の背景には、「女性の権利を擁護する活動家」と政府機関の密接な絡み合いがあった。「女性の権利を擁護する活動家」とは、保守派の女性アソシアションあるいはフェミニストのアソシアション、政党内の女性委員会、フェミニストの知識人、国連等の国際機関といったものを指し、本稿が着目するパリテ実践アソシアションは、「保守派の女性あるいはフェミニストのアソシアション」に分類されうる。

Bereni (2015: 60-82) によれば、フランスでパリテ要求のための市民運動が生じたのは、1992年に起きた3つの出来事がきっかけだった。第一に、3月に実施された地域圏議会議員選挙である。この選挙の際に、女性議員の過少問題<sup>6)</sup>が顕在化し、各地で女性議員増加のための運動が始まった。第二に、『女性市民よ権力をとれ！自由・平等・パリテ Au pouvoir, citoyennes ! Liberté, Égalité, Parité』が、社会党出身の3人のフェミニスト、フランソワーズ・ガスパール、クロード・セルバン＝シュライバー、アンヌ・ルガールによって出版された。仏共和国の標語である「自由・平等・友愛(Fraternité、フラテルニテ)」を皮肉ったこの本の題名では、男性市民の兄弟愛的な結びつきを意味する友愛が、男女市民の平等を意味するパリテに置き換えられている。パリテを仏共和国の原則に据えてみせた同書は、パリテ要求運動の起爆剤となった。第三に、11月に欧州委員会がアテネで主催した「権力をとる女性 Femmes au pouvoir」会議(通称アテネ会議)でパリテ要求運動は一気に燃え上がった。同会議では「民主主義は国の議会や行政におけるパリテを求めろ」という言葉を盛り込んだ「アテネ宣言」が採択された。

これらの出来事を契機に、フランスではパリテ実践アソシアションが次々に創設された。また既存の保守派の女性アソシアションやフェミニストのアソシアションも、そのアジェンダにパリテの要求・実践を組み込むようになった。1992年3月の地域圏議会議員選挙の直後に、レジーヌ・サン＝シルウによって Parité が創設された。これはフランス史上初の、パリテという言葉を示したアソシアションである。4月にはアントワネット・フークによって Parité2000 が創設された。さらに12月にはパリテ要求をアジェンダに掲げる6つのアソシアションを束ねるネットワーク型のアソシアションである Elles aussi (彼女たちもまた) が創設された。6つの内訳は、Action catholique générale féminine (ACGF: 全国女性カトリック運動)、Alliance des femmes pour la démocratie (AFD: 民主主義のための女性同盟)、Fédération des associations de conseillères municipales et de femmes élues (女性市町村議会議員と女性当選議員のアソシアション連合会)、Union féminine civique et sociale (UFCV: 公民的・社会的な女性連合)、社会党所属のフェミニストを中心に組織された Grain de Sel (塩粒)、そして本稿で詳述する Femmes d'Alsace (アルザスの女たち) である。それぞれのアソシアションの名称から分かるように、これらの多くは元々パリテ以外の目的のために活動していたが、Elles aussi 創設の際にパリテの要求を活動目的に組み込んだ (Bereni 2015: 65-89)。

92年以降、種々な団体がパリテ要求運動を展開したが<sup>7)</sup>、パリテ要求にメディア的、あるいは政治的な関心を集める際には、1970年代の女性解放運動のリーダーだった著名なフェミニストおよび、彼女らが代表を務めるアソシアションが活躍した (Bereni 2015: 102-103)。例えば、中絶が合法化される契機を作ったボビニ裁判で有名な弁護士で、1995年のパリテ監視委員会創設と同時に委員に就任したジゼル・アリミを中心とした、1981年創設のChoisir (選択する)、1980年代に女性の権利省相として女性政策を推進したイヴェット・ルーディが1992年12月に創設したAssemblée des femmes (女性会議)、精神分析学者・哲学者で、1992～94年の間、欧州議員を務めたアントワネット・フーク<sup>8)</sup>が1988年に創設し、Elles aussiにも加盟していたAFD (民主主義のための女性同盟) などである。彼女たちはみな政界・学術界・メディア界で活躍しており、そこで築いた人脈を活用することで、大規模なパリテ要求運動が可能だった。オピニオンリーダーを介して、フランス社会ではパリテへの関心が高まったのである。

### 3-2. カトリック系保守派女性アソシアションの参加

パリテ要求運動には保守派の女性が加わったことも見逃せない。Elles aussiには6万人もの女性が加入したが、その大多数はUFCS (公民的・社会的女性連合) とACGF (全国女性カトリック運動) という、20世紀初頭に組織されたカトリック系の保守派女性アソシアションのメンバーだった<sup>9)</sup> (Bereni 2015: 87)。先述の通りパリテ法は、男女の生殖における補完性を強調する、カトリックの世界観とも共存しうる論理によって正当化されることもあったため、保守派女性の間でも受容されやすかったと推測される。

さらに、こうした保守派女性を中心としたアソシアションは、パリテという新奇な言葉をスローガンとして活用する一方で、女性解放運動のラディカルな印象を想起させる「フェミニズム」という言葉を使わない戦略をとり (Bereni 2015: 114)、パリテ要求運動を穏健なイメージのもとで展開することに成功した。このおかげで、普段はフェミニズムの世界から距離をとっている「ふつうの」女性をパリテ要求運動に引き込むことが可能になった。

とはいえもともと、フランスにおいて地方政治、特に市町村レベルでの政治は、女性が家庭内での経験を活かすための場とみなされる傾向が強く、それらに女性が参画することを肯定的に捉える気風もあった。特にUFCSは1965年以降、宗教色を弱める一方で、「女性の視点」を都市の管理運営に反映させるという目標を掲げ、地方選挙への女性の立候補を奨励していた。そうした活動の中で培われたノウハウは、Elles aussiによるパリテ実践活動に引き継がれた (Bereni 2015: 36)。

そして何より、フランス各地に支部を有し、巨大なネットワークを構築していたUFCSやACGFがパリテ要求運動に加わったおかげで、パリ中心になりがちな政治運動をフランス全土に普及させることが可能になった。女性が連帯するための既存のネットワークを利用することによって、パリテ要求運動は一気に広まったのである。

### 3-3. パリテ要求運動の帰結

保守から革新まで、そしてパリから地方までが、パリテをスローガンに、アソシアションを介して連帯

し、デモ活動・啓発文書の発行・討論会の実施・議員との面会を次々に行った。そうした活動の甲斐あって、1995年の大統領選挙ではパリテ法の制定が争点のひとつになり、選挙後にジャック・シラクが大統領に就任すると、首相直属の諮問機関としてパリテ監視委員会が設けられた。さらに1997年の総選挙後に首相に就任したリオネル・ジョスパンは、パリテ法のために憲法を改正する意志を明示した（Bereni et Revillard 2007: 13）。

パリテ実践アソシエーションの中には、政府によるパリテ法制定の意志表明以降に創設されたものもあった。1999年にブルターニュ地域圏のフィニステール県で、パリテ推進のために設立されたアソシエーション *Rien sans Elles*（彼女たちぬぎには何も）は、在職の女性議員を交えた討論会を開催したり、政治家を志す女性に助言を行ったりしていた。特に2001年には、当時の法務相マリリーズ・ルブランシュと協働で、討論会「市町村議会の女性」を開催し、100人以上の参加者（うち2/3は女性市町村議会議員）を集めることに成功した（Roux et al. 2004）。ただし、*Rien sans Elles* は2011年に「活動家の力の枯渇」のため解散してしまっている（Ouest France Web Site）。

実際のところ、パリテ法の制定を機に解散したパリテ実践アソシエーションは多い。特に多種多様な人・団体が集まったネットワーク型アソシエーションの場合、パリテ法制定という最大の目的が達成されてしまうと、活動目的を失い、継続が難しかった（Bereni 2015: 11）。しかし中には、*Elles aussi* や *Femmes d'Alsace* のように、現在でも盛んに活動している団体もある。そこで次節では、両団体の現状について検討する。

#### 4. パリテ実践アソシエーションの現在の活動

本節では、筆者が、①2016年3月3～4日にアルザス地方のバ・ラン県で *Femmes d'Alsace* のメンバーに対して、②3月8日にパリ市の *Elles aussi* 本部で *Elles aussi* の代表に対して実施した聞き取りをはじめとする調査に基づき、両団体のパリテ実践活動を考察する。

##### 4-1. *Elles aussi* と *Femmes d'Alsace* の概要

まず、*Elles aussi* と *Femmes d'Alsace* の概要を確認する。*Elles aussi* は1992年に6つのアソシエーションによって創設された、ネットワーク型のアソシエーションである。現在は8つの地方支部と、各地にある10のパートナーアソシエーションで構成されている（*Elles aussi* Web Site）。ネットワーク型の団体であるため、現在の正確な会員数は不明であるが、フランスで最大規模のパリテ実践団体であると考えられる<sup>10)</sup>。専従職員は雇用しておらず、全員がボランティアであり、運営の中心は退職後の女性である。パリを本部とし、そこで年4回開催される役員会にはパートナーアソシエーションの代表が出席する。

*Femmes d'Alsace* は *Elles aussi* を創設した6団体のひとつであり、以来 *Elles aussi* のパートナーであり続けている。*Femmes d'Alsace* 創設の経緯は独特で、元来アルザス地方で政党に所属し政治活動をしていた女性たちが、政党内で当選しうるポストにつけてもらえなかったため、1992年の地域圏議会議員選挙で「女性だけの」選挙候補者名簿を作り立候補した際に結成された。女性だけの名簿による出馬はフランス史上初だったことに加え、この名簿から1人が当選した。さらに1998年の地域圏議会議員選挙でも同様の試み

を行い、2人が当選した（Femmes d'Alsace 2002: 85-86）。

しかしパリテ法定以降、政党や政治団体に対し男女同数の選挙候補者名簿を提出することが義務付けられ、女性だけの名簿は違反になったため、Femmes d'Alsaceは選挙に出馬できなくなった。そこで現在 Femmes d'Alsaceは、アルザス地方のパリテ促進を目的に活動している。支部がバ・ラン県とオー・ラン県にあり、会員数は76人と比較的小規模である。Elles aussi同様に専従職員は雇用せず、退職後の女性を中心としたボランティアにより運営しており、役員会は月に1・2度開催している。なお、現在の役員の多くは92年か98年の地域圏議会議員選挙時にリクルートされているため、選挙出馬の経験を有する。

両アソシアションともに政党とは無関係の組織であるため、党派を問わず女性の政治参画を支援できる。また、現在両アソシアションへの加入は女性に限定されていないが、活動の性質上、加入者の大半は女性である。

各団体の活動指針は、それぞれ以下の通りである。まず Elles aussiは、国と地方の2つのレベルで活動しており、国レベルの活動は「選挙による決定機関内の男女平等な代表を保障する法律と実践を得るための提案を入念に作り上げ、推進する」ことである。地方での活動は、①実際にパリテに到達するための活動・手段・法律の提案、②当選者や候補者の女性と面会しネットワークを築く、③地域・国家・欧州レベルでの討論会の開催、④女性当選者がいる業界とそこでの体験についての調査、⑤手紙・情報冊子・プレスリリース・請願書の出版である（Elles aussi Web Site）。そして Femmes d'Alsaceはアルザス地方で、①女性たちが経験を共有する場を作りネットワークを築く、②研修を行い女性に自信と能力をつける、③社会や政治の現状の調査、④パートナーの代表や機関への協力、を行っている（Femmes d'Alsace 2002: 77）。

## 4-2. 国レベルでの活動

Elles aussiは国レベルでのパリテ実践を行っており、その活動は2つに大別できる。第一に、政府主導のパリテ推進政策に当事者の声が反映されるよう働きかけること、第二に、地方のパートナーアソシアションと協働し、大規模なパリテ実践のイベントを行うことである。

### 4-2-1. 政府との協働

Elles aussiは、男女平等政策に関する国の監視・諮問機関である「男女平等高等評議会」<sup>11)</sup>のパリテ部門の協力メンバーであり、パリテ関連法律やパリテの進歩状況について見解を述べたり、地方からの要求を伝えたりする役割を担っている。

Elles aussiは、私たちの国レベルでの代表ですね。パリで、政治家や大臣と関係を築いています。……彼女たちは地方からパリまでを中継する役割を果たしています。（Femmes d'Alsace代表）

地方のパリテ実践の中から生まれる改善要求や提言は中央には届きにくいいため、Elles aussiはそうした声を政府に伝達し、パリテ関連政策に当事者の声が反映されるよう働きかけている。あるいは政府も

Elles aussiに当事者の声の伝達者としての役割を期待しており、例えば「2014年8月4日の男女平等法」の制定の際には、2013年の9月に上院、12月に下院がElles aussiに対し聴聞を実施している（Elles aussi Web Site）。

Elles aussiは、パリテ実践活動の当事者団体として、政府と密接な関係を築いているが、政府からの依頼に基づいて活動しているわけではない。

政府や政治団体と一緒にプロジェクトを行ってはいません。私たちの企画があつて、私たちが準備をして……私たち独自のアイデアです。私たちの活動は全てElles aussi固有のものです。そして企画が準備できたら、女性の権利省で発表して、企画への補助金を求めます。私たちは全ての企画の主導権を持っています。（Elles aussi代表）

男女平等に関わるアソシアションの中には、政府と3年契約の協約（convention）を結び、年度毎に事務所の運営費や交通費に使用できる公的補助金を受け取りながら、政府と連携し活動するものもある（井上 2016: 30）。またFemmes d'Alsaceも年間活動費として、政府から補助金を受け取り活動している。しかしElles aussiは、年度毎の公的補助金や委託費は一切受け取らず、あくまでも「企画ごと」に発表を行い、その企画に対する補助金を受けるのみである。Elles aussiは政府と良好な協働関係を築く一方で、独立性を保つているといえよう。

#### 4-2-2. 大規模なイベント

Elles aussiが企画する大規模なパリテ実践イベントの代表例にMarianne de la parité（パリテのマリアンヌ）がある。Elles aussiが2011年から繰り返し実施しているこのイベントは、複数の地方自治体の議会におけるパリテの進展度合いを調査<sup>12)</sup>し、パリテを最も達成した議会を表彰する。政府調査では掴みきれない、地方自治体のパリテの現状を詳細に解明するためには各地方のパートナーアソシアションの協力が不可欠であるが、もともとパートナーはElles aussiの下部組織ではないため、こうしたイベントへの参加は任意だという。

私はパリの役員会に行つて、Elles aussiがあれをする、これをするというのに対して賛成か、反対かを伝えます。賛否を表明できます。まあ、大体賛成することが多いですが、義務ではないです。（Femmes d'Alsace代表）

Elles aussiが何らかの企画を実施する際には、パートナーアソシアションの代表から構成される役員会で、それぞれの代表の意向を尋ねることになっている。パリテ実践を行うネットワーク型アソシアションの中には、パリのメンバーを中心に意思決定を行なう階層型の組織もあったが（Bereni 2015: 114-118）、Elles aussiは結成当初から、地方のパートナーアソシアションの意向を尊重する、こうした運営方式を守

っている。Elles aussiが現在でも、パリから地方までのネットワークを維持し、国レベルでの大規模な企画運営ができてきているのは、こうした意思決定方式のおかげでもあるだろう。

### 4-3. 地方での活動

Elles aussiとFemmes d'Alsaceによる地方でのパリテ実践活動は2つに大別できる。第一にパリテ促進のための広報活動、第二に女性の政治参画支援である。

#### 4-3-1. パリテの広報活動

パリテの広報活動は、パリテの重要性を周知させ、女性の政治参画を後押しするために行われている。広報活動は、大規模なイベントを介して行われる場合もあれば、日々の小さな出来事を介して行われる場合もある。例えばElles aussiの「国レベルでの活動」としてあげたMarianne de la paritéは、各地方で活動するElles aussiのパートナー団体の広報イベントとしても機能している。パートナー団体が属する地方自治体におけるパリテの現状を解明するため、各地方でパリテの重要性およびパリテ実践アソシアシオンの存在を宣伝する好機なのである。Femmes d'Alsaceの代表は、Elles aussiの主催する大規模なイベントを分担する利点について以下のように語っている。

私たちの (Marianne de la paritéを行う上での——筆者) メリットは、これをやる時にジャーナリストが来ることです…… (Femmes d'Alsaceについて——筆者) 新聞・ラジオ・テレビで話をしないと いけません。こういう風にして、皆まず私たちのアソシアシオンの存在を知ります、それから私たちがいつも女性の権利を守るために活動していることを知ります、そして私たちに関心を持ってくれる。(Femmes d'Alsace代表)

ただし、こうした大規模なイベントは、年に一度程度の稀なものであるため、Femmes d'Alsaceは「小さなイベント」も活用し、地元メディアでパリテの広報活動を行っている。例えば、筆者がFemmes d'Alsaceを訪問した際、代表はアルザス地方のローカル新聞の記者を呼び、記者に「日本人学生がアルザス地方のパリテの現状について調査に来た」という話題を提供する代わりに、Femmes d'Alsaceを紙面で紹介してもらっていた (Dernières Nouvelles d'Alsace Colmar et sa région, 8 mars 2016, p.34)。Femmes d'Alsaceの代表によれば、こうした日頃の広報活動がパリテの進歩に不可欠だという。

パリテは少しずつ進んでいきます。だから、常にパリテを語るために、常に小さなイベントが必要であると いえますね。もし私たちがパリテを語るのをやめてしまったら、これはもう進歩しないです。絶対に。(Femmes d'Alsace代表)

日頃の「小さなイベント」を用いた広報活動は、地域社会でパリテの重要性をアピールできるのみならず、

アソシアションに加入者や寄付金を集め、パリテ実践活動を拡大することにも繋がる。Femmes d'Alsace のこうした取組みは、アソシアションに大きな金銭的・時間的負担を強いることなく、そのプレゼンスを向上させる方法である。

#### 4-3-2. 女性の政治参画支援

女性の政治参画支援は、パリテ実践アソシアションの活動の要である。とりわけ、女性が政治参画する最初のステップとなる地方議員への立候補については、ロールモデルの提示と、選挙出馬の際に活用する技術の研修という2種の支援が行われている。

第一に、パリテ実践アソシアションは、女性の政治参画を勧奨するために、政界をめざす女性に対しロールモデルを示すことに注力している。Femmes d'Alsace は地域の女性議員を招いて数か月に一度「昼食討論会」を開催し、女性議員と潜在候補者の女性の交流を仲立ちしている。Elles aussi は、市町村議会議員選挙がある6年毎に、当選経験のある女性と潜在候補者の女性の交流会を開催している。

（交流活動は——筆者）女性がロールモデルを得る手段です。ロールモデルはとても大事ですね。議員になった女性はみんな、その仕事をとても楽しんでます……仕事は楽しいと語るし、大変で時間もかかるけれど報われると語ります。（Elles aussi 代表）

女性議員のポジティブな語りは、潜在候補者の女性が感じる不安を払拭し、議員になる気持ちを奮い立たせる力を持ちうるだろう。加えて交流会は、政治家として活動するうえでのノウハウを経験者から未経験者に伝承する機会にもなる。また、Elles aussi や Femmes d'Alsace のように無党派の団体が交流会を主催することによって、女性が党派を超えて交流することができる。Elles aussi の代表によれば、交流会には様々な政党所属の女性が来るものの、党派による議論にはならず、普段は関わり合う機会があまりない女性たちが交流を楽しむ場として機能しているという。

第二に、パリテ実践アソシアションは、議員を目指す決意を固めた女性に対し、選挙に出馬する際に必要なスキルを習得するための研修を提供している。Femmes d'Alsace は特に充実した研修を行っている。

例えば、話し方の研修をします。……プロ（の講師——筆者）が必要ですがね。話をする時は、絶対に腕を組んではいけない。常にオープンで、皆の目を見ていないと。必ずしも、一人だけを見てはいけなし、ほほ笑みを浮かべないといけません。皆が常に理解できるように、ゆっくり、はっきり話さないといけない。皆が聞いているかどうか会場に気配りして、10分以上話してはだめです、その後会場で質問休憩を入れないといけません。こんなことですね、プロのコツがあります。……ほかに議論の研修もやっています。どんな風に議論を発展させていくのか。どんな風に返答するのか、結論付けるのか、追及するのか。（Femmes d'Alsace 代表）

具体的な項目について研修することで、選挙出馬を目指す女性は自信と必要なスキルを身につけること

ができるという。こうした研修も、選挙出馬を目指す女性の党派を問わず行われている。過去に政治団体として活動し、理事会メンバーのほとんどが選挙出馬の経験を有する Femmes d'Alsace の強みが発揮された活動といえよう。

#### 4-4. 性別役割規範とのコンフリクトの乗り越えと政治経験の積極的な価値づけへの手助け

Elles aussi や Femmes d'Alsace は、女性議員同士の交流の促進や、女性議員候補者のための研修によって、女性議員あるいは候補者の心理的不安を解消することを目指している。しかし、たとえ支援策があっても、女性が政治参画する際に直面する性別役割規範とのコンフリクトを解消することは容易ではないという。

「女性は家事と育児の責任を果たすべきだ」という性別役割分業意識は、いまだにフランス社会にも根強く残る。そのため、フランスで議員になる女性は、自分の職業と議員職の兼務<sup>13)</sup>に加え、家庭内での育児・家事の役割も担う「3重の生活」を送ると言われる。仕事と議員と家庭の3つをやりくりする多忙な暮らしには、家族、特に夫からの協力が不可欠であるため、もし夫からの賛同が得られない場合には、多くの女性は政治参画を諦めてしまう。あるいは、夫をはじめとする家族からの反対がなくても、女性自身が家族のケア、特に子供の教育を十分に行えなくなるのではないかと懸念して、政治参画を諦めることも多い。性別役割規範は、家族や有権者から女性に差し向けられる場合もあるが、女性自身が内面化している場合もあるのである。

フランスでも、女性が政界に入りたがらない場合があります。政治は時間を食い過ぎるからです。女性は子どもについて問題を抱えることを恐れるし、だから子どもが成長した後に（初めて——筆者）政界に入ることがしばしばあります。（Elles aussi 代表）

性別役割規範意識は、女性が政治参画するうえでのブレーキになるのみならず、女性たちが自身の議員経験を積極的に価値づける際の障壁にもなる。議員経験者の女性が、「気が強いとか、右派とか左派とか、熱心な黨員とか思われることを恐れて」（Elles aussi 代表）人前では政治経験を語らない場合もあるという。

こうした問題を受けて、Elles aussi は近年、任期を終えた地方議員が、自身の議員活動経験を積極的に価値づけし、職業復帰するための支援にも取り組んでいる。Elles aussi が作成し配布する「あなたが地方議員として獲得した能力」という小冊子には、政治生活で得た技術や経験を価値づける方法が記載してある。例えば「交渉と調停」の項では、「あなたは市町村の体育館の管理に際し、利用者間で生じた衝突の調停をなし遂げ、地域における体育館利用計画を彼らに理解させました」といった7つの例が示され、「あなたは意見が対立したり対抗したりする状況にもきちんと対応し、あなた個人の見解を超えて、穏健でしっかりした解決策に至る術を心得ています」とまとめてある（Vos acquis d'élu-e local-e p.5）。

こうした支援が行われているのは、実際に多くの議員経験者たちが私企業に再就職する際に苦勞しているからでもあるという。

フランスでは、（政界に入った後——筆者）選挙で敗れた場合、仕事復帰はかなり難しくなります、

これは問題です。公務員なら仕事に戻れますが、私企業なら復帰はとても難しいです。6年なり12年なりの（任期の——筆者）後ですから、何か新しい仕事を見つけないといけない……でも、政界にいた女性、まあ男性もですが、この人たちが私企業に戻りたいと思っても、気が強い人だと思われてしまって、私企業の人たちは戻ってきて欲しがらないのです。（Elles aussi 代表）

Elles aussiの代表が述べるように、女性議員経験者のみが再就職問題を経験するわけではないが、女性議員は、「政治は男性のもの」という性的ステレオタイプから逸脱する存在であるために、男性以上に困難な状況に陥りやすいと考えられる。女性の政治参画をさらに盛り上げるにあたり、今後再就職の支援の重要性は増していくだろう。復職する議員経験者が増えれば、議員経験の中で培ったリーダーシップや問題解決能力が、職業領域でも活かされることが期待でき、ひいては議員を志す人が増えたり、議員の世代交代や入れ替わりが活発化したりすることも期待できる。

（議員として——筆者）多くの経験をしていますから、それらを、自分を価値付けるために利用できますよ……新たに競争力を身につけて職業セクターに舞い戻ること、これが認められるべきです。（Elles aussi 代表）

議員の再選や、フランスに特徴的な議員職の兼任は、政治を男性中心的で硬直なものにする大きな要因であると指摘されている。議員職と職業領域の往来が容易になれば、現在の政治はより柔軟なものに変化するだろうし、「政治は男のもの」といったステレオタイプも変わっていくだろう。

## 5. パリテ実践アソシアシオンの活動の特徴

最後に本稿の内容を整理したうえで、パリテ実践アソシアシオンの活動の特徴をまとめ、結論にかえる。本稿は、まずパリテ法の概要を紹介した。つづいて、女性／フェミニストのアソシアシオンによるパリテ要求運動の歴史をたどり、パリテ要求運動の拡大には保守派女性が影響を与えていたことを確認した。そして、実際にフランス社会で女性を政界に送り出したり、パリテの重要性をアピールしたりしているパリテ実践アソシアシオンの活動を具体的に検討するために、Elles aussiとFemmes d'Alsaceを取り上げた。それぞれの活動を検討することによって、以下の5点が明らかになった。

第一に、両団体ともにボランティアによって運営されている。井上（2016: 31）は、フランスの男女平等アソシアシオンがボランティア活動によって実質的に支えられていることを指摘しているが、本稿が扱った両団体ともに、この点に合致することが明らかになった。両団体の運営主体が退職後の女性であるのも、そうした女性は時間的・経済的に比較的ゆとりがあり、アソシアシオン活動に十分時間を割くことができるためであろう。

第二に、Elles aussiは政府と協働する一方で、政府からの独立性を守っている。Elles aussiは男女平等高等評議会の協力メンバーを任せられたり、上下院からパリテ関連法案についての聴聞を受けたりするな

ど、国家のパリテ推進政策に一定の影響力を有している一方で、政府から委託された活動を行ったり、年間の補助金を受け取ったりはしていない。Elles aussiが主体的に自由な企画・立案を行っているからこそ、Marianne de la paritéのように、政府調査の穴をつくユニークなイベントが生まれるのであろう。

第三に、Elles aussiのようなネットワーク型アソシアシオンのパートナーとなることで、地方の比較的小規模なアソシアシオンであるFemmes d'Alsaceもメリットを得ている。まず、Elles aussiの企画する大規模なイベントに協力することで、大きな金銭的負担を伴うことなく、アルザス地方でパリテ実践のためのイベントを行うことができる。さらに、Elles aussiを介することによって、中央政府に地方からの要求をスピーディーに伝えることができる。Femmes d'Alsaceは、Elles aussiの協力者としての活動を、アルザス地方における活動の中にうまく組み込んでいるといえよう。

第四に、両団体ともに女性の立候補の支援を手厚く行っている。日本同様に政党が女性の政治参画促進に消極的だったフランスでは、政党の自発的意志に任せるだけでは、女性議員と潜在候補者女性が党派を超えて交流する機会を設けたり、女性だけを対象にした政治研修を行ったりすることは難しかっただろう。政党外の組織として女性の政治参加を支援するパリテ実践アソシアシオンの取り組みには大きな意義があるといえよう。

第五に、両団体は、女性議員や候補者が性別役割規範とのコンフリクトを乗り越え、政治経験の積極的な価値づけができるよう、心理的な支援も担っている。なかでもElles aussiによる議員経験の価値づけの支援は特徴的で、議員経験の後の再就職にも活用しうるものである。

政党の利害に無関係な組織として、女性の政治参画を根気強く支援してきたパリテ実践アソシアシオンの取り組みは、日本における女性の政治参画支援のありようを考える上でも参考になるものだ。パリテ実践アソシアシオンの現状を解明することで可能になった、女性の政治参画支援のための市民団体の日仏比較については、今後の課題としたい。

## 付記

本研究は J S P S 科研費 1 5 J 0 2 7 4 5 の助成を受けたものである。

## 文献

Bereni, L., 2015, *La bataille de la parité*, Études politiques.

Bereni, L., Revillard, A., 2007, "Des quotas à la parité: «féminisme d'état» et représentation politique (1974-2007)", *Genèses*, 67: 5-23.

Dernières Nouvelles d'Alsace Colmar et sa région, "Aubure Une thèse de doctorat sur l'égalité des femmes en France et au Japon: La quête paritaire d'Ayaka Murakani" 8 mars 2016: 34.

Elles aussi, <http://www.ellesaussi.org/> (2016年10月2日閲覧) .

Elles aussi et Université de Bretagne Occidentale, 2011, *Vos acquis de l'élu-e local-e*.

Femmes d'Alsace, <http://www.femmesdalsace.fr/> (2016年10月2日閲覧) .

Femmes d'Alsace, 2002, *Le défi de la parité*, Propos recueillis par Michèle Larchez, Jérôme.

HCEfh (Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes), 2016, *Guide de la parité*, 24 août 2016.

井上たか子, 2016, 「フランスの男女平等政策推進機構」『フランス文化研究』47: 23-44.

INSÉE, "Femmes élues dans les conseils régionaux en 2015", [http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg\\_id=0&ref\\_id=NATSOS05507%C2](http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATSOS05507%C2) (2016年10月2日閲覧) .

Mazur, A. G., McBride, D. E., 2007, "State Feminism since the 1980s: From Loose Notion to Operationalized Concept", *Politics & Gender*, 3(4), 501-514.

村上彩佳, 2016, 「フランスのパリテ法をめぐる『性差』の解釈——普遍／差異のジレンマを超える『あいまいな本質主義』の可能性」『ソシオロジ』187: 59-76.

内閣府男女共同参画局, 2008, 「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査——ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国」.

Ouest France, 2013, "L'association «Rien sans elles» ferme ses portes à Brest", <http://www.ouest-france.fr/bretagne/brest-29200/lassociation-rien-sans-elles-ferme-ses-portes-brest-120544>, 26 septembre 2013 (2016年10月2日閲覧) .

Quota project, <http://www.quotaproject.org/> (2016年10月2日閲覧) .

Roux, N. eds., 2004, *Rien sans elles: de la parité en politique*, Atlante, Nantes.

植野妙実子, 2002, 「パリテの成立と実施(二)」『法學新報』108(11): 93-124.

## 注

- 1) クオータ制は、フランス憲法第3条およびフランス人権宣言第6条が規定する、「選挙人と被選挙人はいかなるカテゴリー上の差異によっても区別されない」という条件に反するために違憲とされた。
- 2) 「性差」に焦点を当てたパリテ法賛成派・反対派の論争の分析は(村上2016)を参照。
- 3) 複数の市町村が所属する公施設法人であるが行政区画ではない。EPCI 審議会ではごみ処理や交通機関の運営など大規模な事業の協議を行うが、パリテ法適用外のため女性の参画が著しく遅れている。
- 4) 1995年に設立された、仏国内外の男女平等に関するデータを作成・分析・評価する公的機関。
- 5) 国家フェミニズムには様々な定義がありうるが、①フェミニストが政党・労働組合・議会などと積極的に協働する肯定的な意味と、②女性の支持を得るために国家の男性エリートが中心となって、民間の関心や要求とずれたテーマについて女性政策を行う否定的な意味に大別できる(Mazur and McBride: 2007)。フランスの国家フェミニズム(féminisme d'État)は①に近い。

- 6) 前回の選挙（1986年）の結果、地域圏議会の女性議員率はわずか9.0%だった（INSEE Web site）。
- 7) Bereni（2015:121）は、1992～97年に活躍した、パリテ実践アソシアシオンの代表例として18団体をあげている。
- 8) フークはParité2000を創設している。
- 9) ただしElles aussi自体はカトリック系の団体ではなく、「Elles aussi 憲章」では宗教機構からの独立を明示している（Elles aussi Web site）。
- 10) Elles aussiはその規模と影響力から、ヨーロッパ女性ロビーという欧州の女性団体を束ねるネットワークにも加盟している。
- 11) 2013年に男女平等政策について公に議論するために設立された。国と地方の議員・有権者・アソシアシオンの代表・行政機関で構成される。井上（2016:32）は、このメンバーがボランティアであることを指摘している。
- 12) 議会や執行部の女性の割合や女性首長の有無、女性に割当てられた役職などをもとにパリテの達成度を測る。
- 13) フランスの地方議員職の手当額は小さいため、もともとの職務と議員職を両立させる場合も多い。

## **French Associations' Actions to Promote 'Parity' in Elected Political Assemblies: Based on Field Researches in France**

Ayaka MURAKAMI

### **Abstract:**

In 1999, France amended its Constitution to allow a legislated quota system. And in 2000, France adopted 'parity law', which promotes equal access for men and women to elected positions. Thus the word 'parity' means gender equality in politics in France.

As French political parties were reluctant to introduce a voluntary party candidate quota, the government imposed a legislated quota system. Parity law brought drastic change to France, yet associations also played great roles to promote parity. Thus, this article examines the actions associations took to promote parity by analyzing 1) history of associations which demanded parity laws, 2) concrete examples of parity promoting actions of two associations, 'Elles aussi' and 'Femmes d'Alsace', which the author visited. Elles aussi is a network of parity-promoting associations. It has some partners and branch offices in France. Femmes d'Alsace is a relatively small, local association that is a partner member of Elles aussi.

Analysis showed that associations, including Elles aussi and Femmes d'Alsace, played important roles to promote parity since early 1990s. Not only feminist associations but also conservative catholic women associations campaigned for parity law. Analyzing both associations revealed the following five characteristics. First, both are administrated by volunteer workers. Second, while Elles aussi has a certain influence on the French government's decision about promoting parity, it also maintains an independence from the government. Third, due to being a member of Elles aussi network, Femmes d'Alsace can advertise itself at a relatively small cost. Fourth, as both are not affiliated with any political party, they can support any woman who wants to enter politics regardless of her party affiliation. Finally, both organizations continuously improve their actions. Surprisingly, Elles aussi has recently begun to support women who want to find another job after finishing her term as a member of a political assembly.

**Key Words :** France, parity law, women in politics, equality of the sexes, association